

保護者の皆様へ

守口市立錦中学校
校長 寺 本 毅

緊急時に伴う学校の措置について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、非常変災時における生徒の安全確保のため、以下のように措置させていただきます。
今後とも趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、この用紙をご家庭で目に付くところに掲示していただければ幸いに存じます。

◎ 登校前（生徒が在宅）のケース

1. 台風・大雨等接近の場合

- (1) 午前 7 時現在で、暴風警報・特別警報（大雨特別警報等）【「東部大阪」区域または「守口市」、以下同じ】が発令中の場合は**自宅待機**とします。
- (2) 午前 10 時までに暴風警報・特別警報が解除された場合は、原則、解除時点から概ね 1 時間後の通常日課の授業開始時刻(9:00・10:00・11:00)より**授業を開始**します。授業開始時刻の 10 分前を始業時刻とし、この時点で出欠の確認をします。これに間に合うように登校させてください。なお、この場合の昼食は各自でご用意ください。
- (3) 午前 10 時以降も暴風警報・特別警報が発令中の場合は**休校**といたします。（暴風波浪警報のように「暴風」がつく場合も含みます。）

2. 地震発生の場合

- (1) 生徒の登校以前に、守口市域に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、**臨時休校**とします。
- (2) 「震度 5 弱」未満であっても、被害の状況に応じ、**自宅待機**とすることがあります。

3. その他

- (1) 非常変災時及び緊急時には、**守口市ホームページや錦中学校ホームページ**で 対応について連絡がありますのでご活用ください。また、守口市内でも地域によって状況が異なる場合がありますので、「防災無線」からの情報をご活用ください。
- (2) 緊急を要する場合、「COCOO（ココー）」を使って各家庭に連絡いたします。
- (3) 学校からの指示がない場合でも、「生命の安全」を第一に考えて、**保護者の判断で**登校の可否を判断してください（この場合、遅刻・欠席の扱いはしません）。

◎ 登下校中のケース（生徒対応）

1. 地震発生の場合

- (1) 「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保します。かばん等で頭部を守ります。
- (2) 揺れが収まったら、錦中学校に向います。錦小学校のすぐ近くであればそちらに向かいます。下校途中で、家が近く、かつ、誰か家にいる場合は自宅に帰ります。
- (3) 「震度5弱」以上の場合、または「震度5弱」未満でも学校施設の損壊が激しい場合等は、**臨時休校**とし、保護者引き渡しを実施します。錦小学校に避難した生徒の引き渡し場所についても「COCOO（コクー）」でお伝えします。

◎ 登校後のケース

1. 台風・大雨等接近の場合

- (1) 暴風警報・特別警報が発令された場合は、臨時休校とし、「COCOO（コクー）」にて保護者に連絡した上で、地区別の集団下校を実施します。

2. 地震発生の場合

- (1) 「震度5弱」以上の地震、または「震度5弱」未満でも学校施設の損壊が激しい場合等は、**臨時休校**とし、「COCOO（コクー）」にて保護者に連絡した上で、保護者引き渡しを実施します。
- (2) 「震度5弱」未満で、生徒の安全等に支障がない場合、通常通り授業を実施します。なお、地震の規模によっては、部活動等の実施や下校時間について、「COCOO（コクー）」にて保護者に連絡いたします。

3. その他

近隣で凶器を持った不審者が潜伏している場合や、周辺の事故により生徒の安全に支障が見込まれる場合、ネットや電話による脅迫があった場合等については、ケースに応じて、地区別**集団下校**や**保護者への引き渡し**等の措置を取ります。措置に際しては「COCOO（コクー）」にて保護者の方へ連絡をした上で実施いたします。また、市立学校全体に関わることは、**守口市ホームページ**や**錦中学校ホームページ**、「防災無線」にて放送されますので情報をご活用ください。

守口市
ホーム
ページ



錦中
ホーム
ページ

